国民年金保険料の口座振替とクレジットカード納付

国民年金保険料の納付には、納め忘れがなく、金融機関などへ行く手間が省ける、口座振替とクレジットカード納付が利用できます。前納利用者には、下表の割引制度があります。4月分からの半年・1年・2年前納は2月28日(金)まで、10月分からの半年前納は8月31日(月)までにお申し込みください(郵送申込の場合は各期限必着)。

○問い合わせ先 ▽ねんきん加入者ダイヤル=☎0570(003)004(IP電話、PHSは☎03(6630)2525) ▽厚木年金事務所(〒243-8688厚木市栄町1-10-3)=☎046(223)7171

◆□座振替納付

- ○**持ち物** 年金手帳または基礎年金番号が確認できるもの、預金通帳、通帳届印
- ○申込方法 市役所 1 階国保年金課、年金事務所、金融機関で配布する申込書(日本年金機構ホームページ(https://www.nenkin.go.jp/)からダウンロード可)に必要事項を記入し、厚木年金事務所宛てに郵送または直接提出するか、直接預貯金口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)へ

◆クレジットカード納付

- ○**持ち物** 年金手帳または基礎年金番号が確認できるもの、クレジットカード(利用不可のカードあり)、印
- ○申込方法 市役所 1 階国保年金課、年金事務所で配布する申込書(日本年金機構ホームページからダウンロード可)にカード名義人の署名と必要事項を記入し、厚木年金事務所宛てに郵送または直接提出するか、直接担当へ

※分割やリボ払いなどは利用できません。

納付方法と割引制度(令和元年度参考)

納付方法		振替期日	割引額
口座振替	毎月納付	翌月末(1カ月分)	なし
	早割納付	当月末(1カ月分)	毎月50円
	半年前納	4月・10月末日(6カ月分)	1,120円
	1年前納	4月末日(1年分)	4,130円
	2年前納	2年に一度4月末日(2年分)	15,760円
カード納付	毎月納付	当月末(1カ月分)	なし
	半年前納	4月・10月末日(6カ月分)	800円
	1年前納	4月末日(1年分)	3,500円
	2年前納	2年に一度4月末日(2年分)	14,520円

重度障害者介護手当の申請

国保年金課 2046(252)7035 20046(252)7043

次の要件を全て満たす方を対象に、市重度障害者介護手当を支給します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

被介護者要件

担当

	平成31年4月1日から起算して11カ月以上継続して、次の①~③のいず
	れかに該当する方
障害要件	①障害等級1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方
	②障害等級A1・A2の療育手帳をお持ちの方
	③知的障害者更生相談所において、知能指数35以下と判定された方
在住要件	3月1日まで継続して1年以上市内に在住する方
在宅要件	他の人の介添え無く食事、着脱衣、排泄などが困難な、ほぼ寝たきりの
	在宅者(2月29日から遡って1年以内に次の①~⑤に該当する方を除く)
	①障害児者施設など(作業所含む)に入所・通所(年間7日以内の短期
	入所の利用を除く)している
	②グループホーム、老人ホームなどに入居している
	1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	③通勤、通学、通園している
	④医療機関に通算して90日以上の入院歴がある
	⑤障害福祉サービス(身体介護、家事援助など)、地域生活支援事業(訪
	問入浴、日中一時支援など)、介護保険サービスを受けている
年齢要件	平成31年4月1日時点で、3歳以上65歳未満の方

介護者要件

八咬口又	I
在住要件	3月1日まで継続して1年以上市内に在住する方
在宅要件	3月1日まで被介護者と1年以上同居し、11カ月以上常時介護している 方で、就労(アルバイト・パートを含む)をしていない方

- ○支給額 年額10万円
- ○申込方法 2月3日(月)~28日(金)に身体障害者手帳、療育手帳または判定書などを直接担当へ

担当 障がい福祉課 2046(252)7132 20046(252)7043

2月に納めていただくのは

- ▽国民健康保険税(9期)▽介護保険料(9期)▽後期高齢者医療保険料 (8期)
- ※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく。
- ※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
- ※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。
- ※毎月第2・第4土曜日午前8時30分~正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は収納課☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ)。

国民健康保険高額療養費(外来年間合算)の申請

高額な外来診療を受けている方の負担を軽減するため、自己負担額の 年間上限の制度(外来年間合算)を設けています。対象となる世帯には、 支給申請書を2月中に郵送します。

- ○**支給対象** 基準日(令和元年7月31日)時点で高額療養費の自己負担限度額が一般区分または低所得区分に該当する70~74歳の方
- ○**支給額** 計算期間(平成30年8月1日〜令和元年7月31日)の外来診療分の医療費(治療用装具含む)の自己負担額を個人単位で計算し、合計が14万4千円を超えた場合に、超えた額を支給

※月ごとの高額療養費に該当している場合は、そのうち外来診療分としてすでに該当した自己負担額を差し引いて計算します。

○**持ち物** 申請者の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバー(個人番号)カードなど顔写真付きのもの)、世帯主のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの、市が郵送した支給申請書、振込先(世帯主の口座)が分かるもの、国民健康保険被保険者証、印(朱肉を使用するもの)、自己負担額証明書(計算期間中に他の医療保険に加入していた方のみ)

※自己負担額証明書は、加入していた医療保険の窓口に交付申請してください。

【自己負担額証明書の交付申請】

計算期間内に、市の国民健康保険から他の医療保険(他市町村の国民健康保険を含む)に加入した場合は、市役所 1 階国保年金課へ自己負担額証明書の交付申請をし、令和元年 7 月31日時点で加入している医療保険へ高額療養費(外来年間合算)の申請をしてください。自己負担額証明書は後日郵送します。

○**持ち物** 申請者の本人確認ができるもの、世帯主のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの、印(朱肉を使用するもの)、振込先(世帯主の口座)が分かるもの

担当 国保年金課 ☎046(252)7672 ☎046(252)7043

2月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区分		とき	1		ところ
消費生活 (訪問販売:多重債務など)		曜日午前9時30分時(第2水曜日(1		のみ)	☎046(252)8490 (電話相談も可)
弁 護 士(面談のみ)	12日夜 午後 18日夜 ※名 19日 12日 25日夜 毎月	3 第2・第3・第4 86時~8時30分 今月は第2火曜日(日夜に行います。 月第2・第3・第4 後1時30分~4時3	11日)が祝日の 1水曜日	 かため、	予約制(電話可) 受付☎046(252)8218 市役所 1 階相談室 ※ 3 日午前 8 時30分か
政 (国に対する要望)	20日 毎月	 第 3 木曜日午前 9	9 時30分~118	 寺30分	ら今月分を受け付け、 いずれも定員になり次
行政書士(遺言書等作成)	13日 毎月20日 30分	 月第2:第3木曜日 分	日午後 1 時30分	分~4時	第、締め切ります。なお、弁護士相談は年度
交通事故	18日 毎月	男第3火曜日午後	時30分~4日	 寺 	内一人につき 1 回(25) 分以内)、その他の相
不 動 産 (取引・契約)	27日 毎月	月第4木曜日午後	時30分~4日	寺30分	談は一人30分以内とさせていただきます。相
分譲マンション (近隣・管理組合)	14日 (1	月第2金曜日午後 3日まで受け付け)		寺30分 	談される要点をよく整 理してお越しください。
市民一般		曜日午前8時30分。			έ τ π ο040(050)0010
人権擁護委員	午後1時~5	3 173	担当	丛腮入 (権課 ☎046(252)8218
(近隣問題など)	<u>-</u>	を相談 午後1時3			☎ 046(252)8087
ドメスティック バイオレンス	午後1時~5日	曜日午前 9 時~正 ⁴ 時15分			市役所 1 階 広聴人権課
	/m*		担当		権課 ☎046(252)8483
住まい探し (高齢者)	18日 話	数月第3火曜日午後 予約制。17日までは いまちづくり協会 2	こ (公社) かた	よがわ住	市役所 4 階 4 - 1 会議室
			担当	福祉長	寿課 ☎046(252)7127
駐留軍離職者	20日 毎月	月第3木曜日午前1			ふれあい会館2階会議室
		¥100+	担当		光課 ☎046(252)7604
認 知 症	每週月曜日午F	前10時~正午、午後			PO-EE ■040 (050 \ 7004
障がい者 就労支援	3時(予約制	曜・木曜日午前108 (電話可))ぽむ& 、10時30分(各一)	出張相談 毎	後1時~ 月第3木	険課 ☎046(252)7084 市役所 1 階 障がい福祉課
が 刀 文 7点					祉課 ☎046(252)7132
自立サポート	毎週月曜~金四	曜日午前9時~午往			市役所1階生活援護課
相談			担当	生活援	護課 ☎046(252)8566
児童		曜日午前 8 時30分 時15分(電話可)		も政策課	市役所2階子ども政策課 ☎046(252)8026
ひとり親家庭		曜日午前9時30分 時(予約制(電話で	可))		市役所 2 階子ども育成課
			担当	子とも育り	成課 ☎046(252)7201
青 少 年	毎週月曜〜金匠	曜日午前9時~午往		= 11 /- 10	青少年センター 階 青少年相談室
数	毎週日曜~.今	現口生前10時。左		月少午他!	談室 ☎046(256)0907 市役所 5 階教育研究所
教 子どもいじめ		曜日午前10時〜午1 〒 曜日午前 8 時30分〜		 話のみ)	□位所 5 階刻自研光所 ☎046(259)2164
ホットライン			担当	教育研	究所 ☎046(259)2164
就 学 (障がい児対象)		曜日午前9時~正年 時(予約制(電話で		教育指導	市役所 5 階教育指導課 導課 ☎046(252)8732